

「鳥の診療ができる動物病院の建設について」とのご意見について回答いたします。

令和3年7月20日 掲示

大田原市では、動物病院の建設・運営は行政が行うものではないと考えており、現時点において、動物病院の建設・運営の計画はございません。

また、栃木県内におきましても、自治体が動物病院を運営している例はございません。

現在、大田原市では、狂犬病の予防注射を栃木県獣医師会に委託して共同で実施しており、栃木県獣医師会に所属する獣医師の一覧表がインターネットで市町ごとに検索することができます。

鳥の診療が受けられる動物病院につきましては、小動物の区分で鳥を診療している動物病院もあるようですので、診療科目をご確認いただき、直接病院にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

○栃木県獣医師会ホームページ

<https://tochigi-vet.or.jp/hospital/index.html>

【回答に関する問い合わせ先】

市民生活部 生活環境課 生活交通係 TEL：0287（23）8832

令和3年7月20日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700